



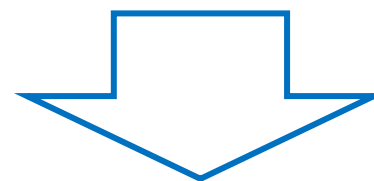
次期大津市こども・若者支援計画の 骨子案再検討結果について

令和 6 年 8 月 2 9 日（木）

第 3 回大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

1 前回審議会におけるご意見について

施策体系の再検討にあたっていただいた主なご意見
「めざすおおつのこども・若者の姿」ということであれば、 すべての表現、立ち位置としてこどもを主体に書くべき ではないか。
めざす姿は、こども・若者の権利が守られている状態 。権利はこども・若者が生まれながら、無条件に持っているもの。 何か条件をつけるような表記はするべきではない 。
こどもは権利が守られることで安心して過ごすことができる。安心して過ごすことができれば、本来持っている力を発揮することができるため、 大人がすることは、こどもの権利が守られている状態をつくること である。
「聴いてもらうことができる」、「必要な支援」のような 大人目線の表現は「めざす姿」にそぐわない 。「みんなとつながり」という表現も、そのことが条件のように感じることもあるのではないか。
自分の思いをありのままに出せる、ありのままでいられるということがこどもの姿ではないか。その状況を作るために大人がどういう施策を考えることができるか、 こどものめざす姿と大人のすることを分けるべき ではないか。



- めざす姿は、こどもの権利を意識した表現とし、権利が守られることについて条件を設けない表現にする。
- めざすこども・若者の姿とそのために市が取り組む施策の方針を分けて記載する。

2 ご意見を踏まえた、施策体系の再検討結果について

『めざすおおつの姿』 (基本理念)	『めざすこども・若者の姿』	『基本方針』	基本方針に紐づく具体的な事業・取組 ※今後、関係課と調整
こども・若者の 幸せな未来を築くまち おおつ	自由に意見を表すことができる	こども・若者が自由に意見を 表明する場と意見を反映する 仕組みづくり	◆こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保 ◆社会参画や意見表明の機会の充実 ◆多様な声を施策に反映させる工夫 ◆意見表明に対するフィードバックの確保
	健やかに育つことができる	健やかに育つ環境と質の高い 幼児教育・保育環境の充実	◆子育てに希望を持てるような情報の発信 ◆妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援 ◆待機児童対策と質の高い幼児教育・保育の確保 ◆ワーク・ライフ・バランスの推進 ◆犯罪などからこども・若者を守る取組 ◆多様な遊び、体験、活躍できる機会づくり
	ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる	多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進	◆関係機関の連携による支援体制の強化 ◆支援が必要な人に情報を確実に届け、必要な支援が活用できるサポートの充実 ◆障害児支援、児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援など、こども・若者の状況に応じた途切れない支援 ◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	安心して、自分らしく いることができる	こども・若者の視点に立った 多様な居場所づくりの推進	◆多様な居場所（こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性など）づくり ◆既存の地域資源を活かした居場所づくり ◆地域における居場所づくりの担い手支援 ◆こどもの居場所としての学校園の機能充実 ◆つながりやすい居場所づくり

3 再検討案に対する本市の考えについて

めざすこども・若者の姿

支援する側（市や地域）がすること

①自由に意見を表すことができる	基本方針① こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映する仕組みづくり
全てのこども・若者は自由に意見を表すことができる。 市はこども・若者が意見を表明しやすい環境や場づくりを行うとともに、意見を受け止め、何がこども・若者にとって一番よいことを考え意見を反映し、またその意見がどのように反映されたかのフィードバックを行う。	
②健やかに育つことができる	基本方針② 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実
こども・若者は、健やかに育つことができる。 市は、こども・若者の健やかな育ちのため、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、安全で安心できる環境を整え、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を提供する。	
③ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる	基本方針③ 多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進
こども・若者は、家庭環境等に関わらずひとりひとりが権利の主体として尊重される。 市は、性別や貧困、心身の障がいの有無、家庭の状況などに関わらず、なりたい自分をめざすことができるよう、関係機関が手をたずさえて全てのこども・若者や家庭の状況に応じて、寄り添った支援を行う。	
④安心して自分らしくいることができる	基本方針④ こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進
こども・若者は、ありのままの自分で安心して過ごすことができる。 市は、こども・若者の視点で「居たい」、「行きたい」、「やってみたい」という場づくり（物理的な場所だけではなく、相談できる相手がいるなどの人と人との関係性も含む）を地域や学校園等と連携し推進する。	

3 再検討案に対する本市の考えについて

『めざすおおつの姿』（基本理念）

こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ

『めざすこども・若者の姿』はこども・若者の権利であり、ひとりひとりが大切にされそれぞれの権利が保障されることで、こども・若者は安心して自分の力を存分に発揮し、主体的に自らの夢や希望に向かって進むことができる。

このことから、こども・若者の権利を保障し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）でいられるまちを築いていくというまちの姿を次期計画の基本理念として定める。

次期大津市こども・若者支援計画 骨子（案）

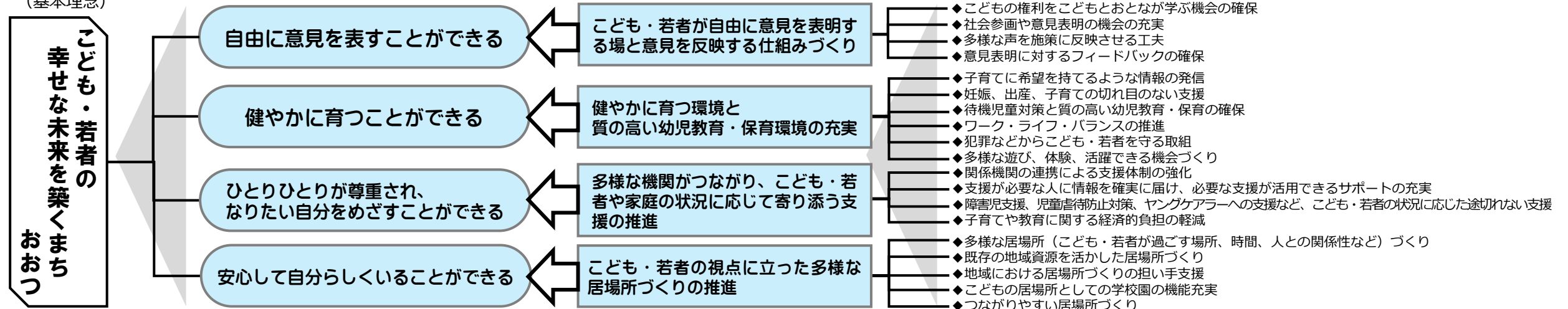
施策体系

めざすおおつの姿
（基本理念）

めざすこども・若者の姿

基本方針

基本方針に紐づく事業・取組



第1章 計画の策定にあたって

- | | | |
|---|------------|---------------------------|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | こども基本法→こども大綱→こどもまんなか社会の実現 |
| 2 | 計画の位置づけ | こども基本法に基づくこども計画 他 |
| 3 | 計画の期間 | 令和7年度から令和11年度の5年間 |
| 4 | 計画の対象 | 0歳～40歳未満のこども・若者 |
| 5 | 策定体制 | こどもの意見を聴く取組、審議会 他 |

第2章 こども・子育て、若者を取り巻く環境

- 1 現行計画の進捗と評価
評価指標等の達成度
- 2 こども・子育て、若者に関する調査と概況
統計データ及びアンケート調査の結果
- 3 こども・若者の意見を踏まえた課題と今後の方向性の検討
現行計画の進捗状況、調査結果、社会情勢等を踏まえた課題

第3章 基本理念とめざすこども・若者の姿

- 1 基本理念
こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ
- 2 めざすこども・若者の姿
 - めざす姿1 自由に意見を表すことができる
 - めざす姿2 健やかに育つことができる
 - めざす姿3 ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる
 - めざす姿4 安心して、自分らしくいることができる

第4章 施策の展開

基本方針1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映する仕組みづくり

- ◆こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保
- ◆社会参画や意見表明の機会の充実
- ◆多様な声を施策に反映させる工夫
- ◆意見表明に対するフィードバックの確保 等

基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

- ◆子育てに希望を持てるような情報の発信
- ◆妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援
- ◆待機児童対策と質の高い幼児教育・保育の確保
- ◆ワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆犯罪などからこども・若者を守る取組
- ◆多様な遊び、体験、活躍できる機会づくり 等

基本方針3 多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進

- ◆関係機関の連携による支援体制の強化
- ◆支援が必要な人に情報を確実に届け、必要な支援が活用できるサポートの充実
- ◆障害児支援、児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援など、こども・若者の状況に応じた途切れない支援
- ◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減 等

基本方針4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

- ◆多様な居場所（こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性など）づくり
- ◆既存の地域資源を活かした居場所づくり
- ◆地域における居場所づくりの担い手支援
- ◆こどもの居場所としての学校園の機能充実
- ◆つながりやすい居場所づくり 等

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制

- 1 教育・保育に関する提供区域の設定
- 2 教育・保育の提供体制の確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策
- 4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

第6章 施策の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の進捗管理・評価
- 3 こども・若者の意見を施策に反映する取組

巻末資料

審議経過
用語解説 等